

安城市昭林公民館をご利用いただきまして、ありがとうございます。

令和8年度 昭林公民館 会議室等の仮受付日(予約日)一覧

事前仮受付開始日 (毎月第3火曜日)	抽選日 (仮受付初日)	予約可能月	活動予定日メモ欄
3月17日(火)	4月1日(水)	7月	
4月21日(火)	5月1日(金)	8月	
5月19日(火)	6月2日(火)	9月	
6月16日(火)	7月1日(水)	10月	
7月21日(火)	8月1日(土)	11月	
8月18日(火)	9月1日(火)	12月	
9月15日(火)	10月1日(木)	1月	
10月20日(火)	11月1日(日)	2月	
11月17日(火)	12月1日(火)	3月	
12月15日(火)	1月5日(火)	4月	
1月19日(火)	2月2日(火)	5月	
2月16日(火)	3月2日(火)	6月	

- ①上記、抽選日の午前9時までに昭林公民館で、申し込み用紙に必要事項を記入していただきます。
(3か月先の月の予約ができます。ホールは1年先の月の予約ができます。)
- ②午前9時に記入を締め切り、他のグループと重なっていないかを確認します。
- ③重なっていない場合は、希望どおり予約確定です。
- ④重なっていた場合は、抽選等で予約を確定します。
- ⑤抽選に外れた場合、空いている部屋を取っていただく事が出来ます。会場にいない方には公民館から連絡します。
- ⑥電話予約は抽選日(仮受付初日)の午前10時からです。
グループ名・部屋名・申し込みされた方のお名前・電話番号・部屋の利用日をお伺いします。
- ⑦予約された部屋の利用許可申請書の記入等は利用日の10日前(ホールは2ヶ月前)までをお願いいたします。申請がない場合は、督促の連絡をさせていただく事があります。
また、キャンセル・変更の場合は、なるべく早くご連絡いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ 昭林公民館 電話0566-77-6688

<開館時間は午前9時～午後9時 月曜日(祝日を除く・年末年始は休館です)>

昭林公民館利用案内

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 毎週月曜日（休日の場合は開館）、年末年始

利用の申請

受付後、利用日の10日前までに利用許可申請書に必要事項を記入し提出してください。使用料は、原則として利用許可申請書提出時にお支払いください。

ホールについては2か月前までに申請書を提出してください。

利用を許可できない場合

- ・ もっぱら営利を目的とする利用と認めるとき
- ・ 特定の政党の利害に関する利用と認めるとき
- ・ 公私の選挙に関する特定の候補者の支持に係る利用と認めるとき
- ・ 宗教的な活動に係る利用と認めるとき
- ・ 飲酒及び飲食を主たる目的とするとき
- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- ・ 施設、付属設備等を汚損、き損又は滅失するおそれがあるとき
- ・ 利用の許可申請に偽りがあったとき
- ・ 利用の許可条件に違反したとき
- ・ 利用権を第三者に譲渡又は転貸したとき
- ・ 災害その他の事故等により利用ができなくなったとき
- ・ その他、公民館の管理上支障があるとき
- ・ 暴力団の活動に係る利用

(問い合わせ先 昭林公民館 電話0566-77-6688)